令和8年第7回別府市農業委員会総会議事録

日　時　令和8年7月3日（金）午後2時00分
場　所　別府市役所　農業委員会室
招集者　別府市農業委員会　会長　久保　賢一
次　第
　日程第1　議事録署名委員の指名
　日程第2　議事
　　議案第1号　　農地法第3条の規定による許可申請の審議について
　　議案第2号　　非農地証明願について
　　議案第3号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について
　　報告第1号　　農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について
　　（1）農地法第3条の3の規定による届
　　（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届
　　報告第2号　　農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）
　　報告第3号　　開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について
　　報告第4号　　農地法第3条の規定による許可申請の継続審議について

出席委員
　農業委員　7名
　　1番　久保　賢一　　2番　後藤　利夫
　　3番　彌田　和好　　4番　齊藤　孝一
　　5番　久恒　美千代　　6番　星野　賢一
　　7番　小畑　義宏
　　※ 番号は議席番号

　農地利用最適化推進委員　7名
　　中部地区　佐藤　進蔵　　亀川地区　恒松はつみ
　　朝日地区　伊藤　博文　　東山1地区　大野　基
　　東山2地区　大野　泰徳　　浜脇地区　安部　憲次
　　内成地区　園田　喜久男

出席職員
　　事務局長　塩月　香　　局長補佐　中川　朋美
　　主任　髙橋　恒太

午後2時00分　開会

（事務局）
それでは、総会を始めるに当たり、お願い事項がございます。総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。議案に上程しました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認の上ご発言ください。それでは、ただいまより令和8年第7回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

（議長）
皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は推進委員の皆さんに出席いただいておりますので、積極的なご発言をお願いいたします。このメンバーでは最後の総会となります。この3年間、大変お疲れ様でした。それでは、議事に入ります。
本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員を指名いたします。よろしくお願いします。議案につきましては、事前に皆さんに送付しております。報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号番号 1「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」ですが、〇〇委員が関係者となりますので、退室をお願いします。事務局は説明をお願いします。

（〇〇委員退室）

（事務局）
はい、それでは議案の2ページをお開きください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、 番号1 譲渡人 大分市の方、譲受人 別府市の方です。譲渡人の職業は、会社員、譲受人の職業は公務員です。区分 農振地域外、申請の土地 大字浜脇 登記地目 田 現況 畑 1,484㎡です。申請事由は、譲渡人が、居住地から遠く、農地を管理できないため。譲受人は幼少期から親の手伝いをしており、これから本格的に始めるためです。
総会資料をご覧ください。1から3ページは、申請書です。 重複しますので、説明は割愛します。4 ページは位置図、5ページは航空写真です。どちらも赤い枠で示された部分が今回の申請地となっております。6ページは、6番委員と推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上でございます。

（議長）
ただいま、事務局の説明が終わりました。本件について、6番委員から何かございますか。

（6番委員）
現地を推進委員、事務局と確認をしてきました。現状でも耕作をしている場所ではありますが、譲受人もしっかり耕作するということでしたので、問題はないと思っております。

（議長）
ありがとうございます。推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

（推進委員）
譲受人も今後耕作していくということでしたので、問題はないと思います。

（議長）
ありがとうございます。ただいま、6番委員、推進委員からの補足説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

（各委員）
ありません。

（議長）
ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしと認めます。議案第1号申請番号1番については、承認することに決定いたしました。〇〇委員の入室をお願いします。

（〇〇委員入室）

（議長）
続きまして、議案第2号「非農地証明願、番号1」について事務局の説明を求めます。

（事務局）
はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号　申請番号1についてです。申請人　大分市の方　農振地域外、申請の土地　大字浜脇、登記地目田、現況　宅地　1，287㎡　です。理由、相続した時から現況のとおりであった、です。総会資料をご覧ください。7ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。8ページが位置図、9ページが航空写真、どちらも赤の線で囲った部分が申請された筆です。10ページが6番委員、推進委員に現地確認していただいた時の写真です。この農地は、被相続人が死亡しており、裁判所から相続財産清算人として選任された弁護士が非農地証明願を申請するものです。以上です。

（議長）
ただいま、事務局の説明が終わりました。それでは、6番委員から補足説明をお願いします。

（6番委員）
推進委員、事務局と現地を確認してきました。倉庫が1軒建っているのですが、数年前に改修をしているみたいです。土地の周りを見てみると荒れ放題となっていて、猪もかなり入っています。今この場所で耕作することは難しいです。今回の案件については、清算人の弁護士からの申請ですが、非農地として処理していいと思います。

（議長）
6番委員からの補足説明が終わりました。推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

（推進委員）
農地として使うのは無理だと思います。

（議長）
わかりました。ただいま、6番委員、推進委員からの補足説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

（各委員）
ありません。

（議長）
ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1については、非農地判断することに決定いたしました。続きまして議案第3号申請番号1「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）
はい、それでは議案の4ページをお開きください。議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。申請番号1についてです。貸付人　別府市の方　借受人も別府市の方です。区分、農振地域・農用地区域です。貸借権を設定する土地、大字内成、田、現況　田、67㎡ほか6筆　計3,699.61㎡です。賃貸料はなし、借受後の経営作目　水稲です。機

構の借受期間は令和8年9月1日～令和13年8月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である。及び当該農地の貸付について、市町村が適当であると認めるもの。です。総会議案資料の11ページから13ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。14ページから15ページが2番委員と推進委員に現地確認していただいた写真です。

（議長）
ただいま事務局の説明が終わりました。2番委員から補足説明をお願いします。

（2番委員）
貸付人はかなりご高齢のため、耕作を縮小されていっています。借受人の住所は○○ですが、内成生まれの内成育ちの方です。通いで農業をしていまして、現在耕作している隣接地で便利も良く、耕作が効率良くできると思います。問題ないと思います。

（議長）
ありがとうございます。推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

（推進委員）
ございません。

（議長）
ただいま、6番委員から補足説明がありました。他に何かご意見、ご質問はございませんか？

（各委員）
ありません。

（議長）
特にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第3号申請番号1について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか？

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第3号申請番号1については申請のとおり承認することに決定しました。次に、議案第3号申請番号2について事務局の説明をお願いします。

（事務局）
それでは議案の5ページをお開きください。申請番号2についてです。貸付人　別府市の方　借受人も別府市の方です。区分、農振地域外。貸借権を設定する土地、大字南畑、田、現況　田、525㎡のうち470㎡　です。賃貸料は10a　当たり12，765円、借受後の経営作目　ねぎです。機構の借受期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う

者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるものです。総会議案資料の16ページから18ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。19ページが7番委員と推進委員に現地確認していただいた写真です。

（議長）
ただいま事務局の説明が終わりました。7番委員からの補足説明をお願いします。

（7番委員）
借主から農地を借りたい、ということで農地を見てまわりました。当初は5反ほど農地を希望していましたが、まずは適当な所から始めた方がいいとのことで、この土地を選んでもらいました。問題ないと思います。

（議長）
推進委員、補足説明があればお願いします。

（推進委員）
特にありません。

（議長）
ただいま、7番委員から補足説明がありました。議案第3号申請番号2について、何かご意見、ご質問はありませんか。

（各委員）
ありません。

（議長）
ご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第3号申請番号2について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第3号申請番号2について申請のとおり承認することに決定いたしました。次に議案3号申請番号3について、事務局は説明をお願いします。

（事務局）
はい、それでは議案の5ページをお開きください。申請番号3についてです。貸付人　別府市の方　借受人も別府市の方です。区分、農振地域・農用地区域。貸借権を設定する土地、大字内成、田、現況　田、791㎡です。賃貸料はなし、借受後の経営作目　水稲です。機構の借受期間は令和8年9月1日～令和 13年8月31日までの5年間。借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者である。です。総会議案資料の20ページから22ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。23ページが2番委員と推進委員に現地確認していただいた写真です。

（議長）
ただいま事務局の説明が終わりました。2番委員から補足説明をお願いします。

（2番委員）
貸付人も農業を縮小していっている方です。借受人が現在耕作している土地の隣です。
耕作の効率も良く、広く作っている方で問題ないと思います。

（議長）
ありがとうございました。推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

（推進委員）
ございません。

（議長）
ただいま、2番委員から補足説明がありました。他に何かご意見、ご質問はございませんか？

（各委員）
ありません。

（議長）
特にご意見、ご質問もないようであります。それでは、議案第3号申請番号3について、申請のとおり承認することにご異議ありませんか？

（各委員）
異議なし。

（議長）
異議なしとのことであります。議案第3号申請番号3について申請のとおり承認することに決定いたしました。それでは、続きまして、報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1及び番号2ついて」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

（各委員）
ありません。

（議長）
特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1及び番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

（各委員）
ありません。

（議長）
特にご質問もないようであります。続きまして報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理、番号1及び2について、何かご質問等があればお受けいたします。

（各委員）
別にありません。

（議長）
特にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があればお受けいたします。

（各委員）
ありません。

（議長）
特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第4号農地法第3条の規定による許可申請の継続審議について、事務局に説明を求めます。

（事務局）
報告第4号「農地法第3条の規定による許可申請の継続審議について」報告いたします。資料は議案の10ページ、それから本日お配りした資料、第6回総会議事録（まとめ）になります。5月総会で継続審議となりました案件ですが、先月の総会はいらっしゃらない委員の方がいらっしゃったので、はじめに前回の総会の内容を報告いたします。本来ならば、6月総会で、この議案について審議する予定でしたが、5月総会でお話があったように、3条の許可要件を満たすことができないのではないか、ということで継続審議となっていました。このような状況の中で、許可に必要な要件を満たすことが困難ではないかということで、6月総会で議案として審議することは適当ではないという判断となりました。6月総会では事務局からこれまでの経過を報告したのですが、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。ご意見の概要はお手元の資料のとおりです。申請者は、申請した土地全部を借りるのではなく、耕作していきたいとの気持ちが変わらないため、営農計画を推進委員や地元の○○さん、JAに相談して、現実に合った内容に修正して、再提出することとなりました。営農計画の再提出がこの7月総会には間に合わないため、8月の総会で、審議することになりました。8月の総会での許可に向けて話を進めていきたいと考えております。私からは以上です。

（議長）
ただいま事務局からこれまでの経過報告がありました。8月総会で、この議案について、再度審議する予定です。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。次に、その他について事務局より説明をお願いします。

午後2時30分　閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議　長　　会長

署名委員　　6番委員

署名委員　　7番委員